様式第９号

指　名　停　止　措　置　の　概　要

１　指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住　　所	業者番号
桂建設株式会社	牛久市さくら台１－18－4	2-005041

注）業者番号「2-」は茨城県知事許可業者の有資格者番号を表す。

２　指 名 停 止 措 置 期 間

令和８年 10 月 20 日　～　令和８年 12 月 19 日　（２か月間）

３　指名停止措置の適用範囲　　茨城県が発注する建設工事

４　事実概要

桂建設株式会社は、竜ケ崎工事事務所発注の 07 国補地道第 07-03-591-0-005 号切土工事（その２）において、安全管理措置の不徹底により、令和８年８月７日、ハンドガイドローラーが転倒し、作業員１名が全治不詳の怪我を負った。

また、安全管理措置の不徹底により現場作業員が負傷したにも関わらず、発注者への報告が事故発生から 10 日後に行われたほか、労働安全衛生法第 59 条第３項に違反するとして、労働基準監督署から是正勧告書が発出された。

５　指名停止理由

上記事実は、茨城県建設工事等請負業者指名停止等措置要領（平成６年７月14日付け監第692号。以下「指名停止等措置要領」という。）別表第１第４号イに該当する。

＜指名停止等措置要領別表第１＞

措　　置　　要　　件	期　　間
（契約違反） ４　第２号に掲げる場合のほか、県工事等の施工等に当たり、契約に違反し、工事等の請負契約等の相手方として不適当であると認められるとき。 （略） イ　共通仕様書違反かつ負傷者もしくは損害を伴うもの	当該認定をした日から ２か月以上４か月以内

問　い　合　わ　せ　先
茨城県土木部監理課建設業担当 茨城県水戸市笠原町 978-6 電話　029－301-4334（ダイヤルイン）